

はじめに

平成10年一部改正で導入された関連意匠制度は、それ以前の類似意匠制度における類似意匠権の不明確さを修正し、関連意匠は本意匠と「同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能」とした*1。そして、平成10年一部改正では本意匠と同日出願のみ関連意匠が認められていたが、「追加的にバリエーションを開発する」創作実態や関連意匠を「本意匠出願時に準備することは困難である」との指摘を受け、平成18年一部改正により、本意匠の意匠公報の発行日前まで関連意匠の出願ができるように改めた*2。さらに、「一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観」を築く傾向が加速し、「長期的な市場動向等に応じて製品デザインを保護することができないとの指摘」を受け*3、令和元年改正により、「①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化、②関連意匠の出願可能な期間の延長③新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化」*4が行われた。

なお、平成10年改正前の類似意匠制度も、モデル・チェンジ等のデザイン創作を保護するための制度であり、明治32年意匠法から、新規性喪失の例外として、「自己の登録意匠と類似する」意匠を登録する制度であった*5。また、類似意匠の意匠権の効力については拡張か確認かの争いがあり、「類似意匠登録の保護範囲は、通常在意匠登録と同様、類似意匠に類似する範囲にまで及ぶ（拡張説）…制度として位置づけるべきであったろう」との見解もある*6。

したがって、旧類似意匠制度と比較して、最も大きな相違点は、令和改正の関連意匠制度では、関連

意匠を本意匠とする関連意匠の連鎖的な登録を認めたこと（①関連意匠のみに類似する意匠の登録可能化）にある。『意匠審査基準』（令和2年3月、以下『基準』という。）（V部3.1）2頁は、連鎖する関連意匠の説明図を掲げている【図1】。そして、現在の関連意匠制度を考える上で、最も重要なことは、平成10年改正により部分意匠制度が導入されたことであり、かつ、平成31年（2019年）5月『基準』改訂によって、「全体意匠と部分意匠であっても先願の規定の適用について判断する」ようになり、部分意匠と全体意匠とが関連意匠として登録を受けることが認められたことである*7。

本稿は、関連意匠に関する登録事例を参照して、①全体意匠と部分意匠の関連意匠登録事例、②物品と建築物・画像の関連意匠登録事例、及び、③連鎖する関連意匠登録事例を紹介し、それらから見えてくる関連意匠制度の課題を検討するものである。

● 図1

